

施設側における口腔関連の主な加算等	
⑧口腔連携強化加算（月１回）＋50単位	
算定する事業所	・短期入所生活介護 ・短期入所療養介護 ・訪問介護 ・訪問看護 ・訪問リハビリテーション ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・介護予防訪問リハビリテーション ・介護予防訪問看護 ・介護予防短期入所生活介護 ・介護予防短期入所療養介護

★厚生労働大臣が定める基準抜粋

□ 次のいずれにも該当しないこと。

- （２）当該利用者について、口腔の健康状態の評価の結果、居宅療養管理指導が必要であると歯科医師が判断し、初回の居宅療養管理指導を行った日の属する月を除き、指定居宅療養管理指導事業所が歯科医師又は歯科衛生士等が行う居宅療養管理指導費を算定していること。

★口腔連携強化加算について

- ①口腔連携強化加算の算定に係る口腔の健康状態の評価は、利用者に対する適切な口腔管理につなげる観点から、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意すること。
- ②口腔の健康状態の評価の実施に当たっては、必要に応じて、厚生労働大臣が定める基準における連携歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士に口腔の健康状態の評価の方法や在宅歯科医療の提供等について相談すること。なお、連携歯科医療機関は複数でも差し支えない。
- ③口腔の健康状態の評価をそれぞれ利用者について行い、評価した情報を歯科医療機関及び当該利用者を担当するケアマネに対し、提供すること。
- ④歯科医療機関への情報提供に当たっては、利用者又は家族等の意向及び当該利用者を担当するケアマネの意見等を踏まえ、連携歯科医療機関・かかりつけ歯科医等のいずれか又は両方に情報提供を行うこと。
- ⑤口腔の健康状態の評価は、それぞれ次に掲げる確認を行うこと。ただし、ト及びチについては、利用者の状態に応じて確認可能な場合に限って評価を行うこと。
 - イ 開口の状態
 - 歯の汚れの有無
 - ハ 舌の汚れの有無
 - ニ 歯肉の腫れ、出血の有無
 - ホ 左右両方の奥歯のかみ合わせの状態
 - ヘ むせの有無
 - ト ぶくぶくうがいの状態
 - チ 食物のため込み、残留の有無
- ⑥口腔の健康状態の評価を行うに当たっては、「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」及び「入院（所）中及び在宅等における療養中の患者に対する口腔の健康状態の

評価に関する基本的な考え方」(令和6年3月 日本歯科医学会)等を参考にすること。

- ⑦口腔の健康状態によっては、主治医の対応を要する場合もあることから、必要に応じてケアマネを通じて主治医にも情報提供等の適切な措置を講ずること。
- ⑧口腔連携強化加算の算定を行う事業所については、サービス担当者会議等を活用して決定することとし、原則として、事業所が当該加算に基づく口腔の健康状態の評価を継続的に実施すること。